

平成29年度憲法週間行事

『「中学生のための 体験！模擬裁判」

～民事裁判と刑事裁判の違い～』を開催しました。

札幌高等・地方裁判所では、5月12日（金）と6月1日（木）に、平成29年度憲法週間行事として、「中学生のための 体験！模擬裁判 ～民事裁判と刑事裁判の違い～」を実施し、合わせて87人の中学生に参加していただきました。

●模擬裁判

裁判官から裁判手続のルールなどについて説明を受け、窃盗を題材にした刑事事件の模擬裁判を行いました。また、参加者の皆さんが演じた模擬裁判のほか、裁判所職員が演じた民事事件の模擬裁判を見学しました。



<参加者からの声を紹介します>

- ・有罪か無罪かを決めるのは難しいと思った。
- ・裁判の雰囲気味わうことができて良かった。
- ・判決するにもすごい頭を使うのだなと思った。
- ・判決内容の検討で自分とは違う意見の人もいて参考になった。
- ・裁判の進み方や弁護の仕方が分かった。

▼模擬裁判の様子



●裁判官からのレクチャー

<参加者からの声を紹介します>

- ・民事と刑事ではかなり違うことが分かった。
- ・パンフレットを使っでの説明などで分かりやすかった。
- ・和解があることを初めて知った。



●裁判官への質問コーナー

<参加者からの質問を紹介します>

- ・裁判官の衣装は、何のために着るのか。
(答)裁判官の職責の厳しさを象徴するものとして着用します。なお、色は他の色に染まることはない黒とされています。
- ・裁判官、弁護士、検察官になる資格はあるか。
(答)司法試験という試験に合格する必要があります。
- ・民事裁判において分割払いの判決はあるか。
(答)基本的に分割払いの判決はありませんが、和解の場合分割で支払う約束をする場合があります。



参加いただいたみなさん、ありがとうございました。この行事に参加いただいて、司法や裁判所に少しでも興味をお持ちいただけたら嬉しく思います。

来年の憲法週間行事については、おって裁判所ウェブサイト等でお知らせいたします。ぜひ、ご参加ください。

なお、法廷で行われる裁判は、原則誰でも傍聴することができます。傍聴に関してご不明な点は、お近くの裁判所にお問い合わせください。

札幌高等裁判所・地方裁判所では、個人又は団体での法廷見学等を受け付けています。お申込み・お問い合わせは以下の各広報係までお気軽にどうぞ。

- ★ 札幌高等裁判所事務局総務課広報係 011-290-2409
- ★ 札幌地方裁判所事務局総務課広報係 011-350-4803